

# 金融経済教育推進機構 (J-FLEC)の御紹介②



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

今回は、金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、金融経済教育と知識の普及のため今年4月に設立されたこと、特定の金融機関や商品に偏らない中立的な立場から活動していることを御紹介しました。

本号では、J-FLECの主な事業を3つ御紹介します。ぜひご活用ください。

## ① 講師派遣（出張授業）

全国の企業や学校・公民館等に講師を派遣し、年齢層別に身に付けるべき金融経済の知識を習得いただけるよう、様々なテーマの出張授業を実施しています。

## ② イベント・セミナー

お金の専門家を招き、社会人や経営者、教員等を対象としたイベント・セミナーを開催しています。オンライン開催しているものもあります。

## ③ 専門家への相談

家計管理やNISA・iDeco等の資産形成支援制度、金融商品等に関する疑問や質問について相談できる窓口を設けています。

また、より個別具体的な相談をしたいときの相談料が割引になるクーポンも、今秋以降、発行の申込受付が開始される予定です。

出張講座で派遣される講師や、相談を受ける専門家は、「J-FLEC認定アドバイザー（認定講師）」としてJ-FLECが認定しており、専門的な知識と一定の業務経験を兼ね備えています。特定の金融機関や金融商品・サービスに偏らない中立的な立場で、金融経済に関する情報を提供します。

J-FLECと宮城県金融広報委員会は、相互に連携し、金融経済教育の普及と金融リテラシーの向上を目指しています。

J-FLECへの講師派遣申込みや、事業の詳細については、J-FLECのホームページをご確認ください。

J-FLEC



# みやぎの消費生活情報

## INDEX

- ◆ 残りわずか？焦らせて購入させるネット通販のわな！
- ◆ 「多重債務無料相談会」を開催します。
- ◆ ストップ！高齢者被害  
楽しい話や安売り目当てに通ったら・・・高額な商品を買うはめに！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の御紹介②（宮城県金融広報委員会）

2024

11 November  
月号

第 176 号



## 残りわずか？焦らせて購入させるネット通販のわな！

### 事例

- 1 タイムセールをしている通販サイトを見つけた。残り時間のカウントダウンを目にして気持ちがあおられて焦り、約1万円の衣類を購入した。しかし、翌日同じサイトを見ると、またタイムセールをしていた。毎日しているなら慌てて買うことはなかった。（60歳代）
- 2 ドライブレコーダーを買おうと思いネット検索していたところ、安値で販売しているサイトを見つけた。「残りわずか」と表示されていたため急いで注文し、代金を振り込んだ。しかし、2週間経っても商品が届かず、メールを送っても返信がない。（60歳代）

### ひとこと助言

- ネット通販の利用時に、タイムセールのカウントダウンや「残りわずか」等と表示され、慌てて購入してしまうことがあります。  
これは、消費者を焦らせて購入に誘導している手口の可能性があります。このような手法があることを知り、惑わされないように注意しましょう。
- ネット通販利用時には、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件、解約条件、事業者の所在地や電話番号をよく確認して購入しましょう。
- 困ったときは、お住いの市町村の相談窓口や消費生活センターにご相談ください。



# 「多重債務無料相談会」を開催します。

主催 宮城県多重債務問題対策会議

宮城県では、債務整理や生活再建などを支援するため、「多重債務無料相談会」を開催します。併せて、借金などで心の健康に不安がある方（よく眠れないなど）を対象に「心の健康相談」も実施します。

- 数社からの借入があり今後の返済をどうしよう。住宅ローンの返済もあるし…。
- 収入の予定が狂ってしまい、新たに借入れしないと返済できない。
- 借入は1社だが、額が多くて返済できない。
- 携帯電話のキャリア決済を使いすぎて、支払いできない。



©KANAGAWA2013

このような悩みを抱えている方は、**一人で悩まずに、まずは御相談ください。**  
相談は無料、秘密は厳守します。債務の相談は弁護士・司法書士・消費生活相談員、心の健康相談は保健師などが相談に応じます。

## ＊相談会日程

開催日時	会場	定員		開催時間
		個人の方	事業者の方	
11月30日(土)	県庁	12人	4人	午前9時30分から午後4時30分
12月1日(日)	県庁	12人	4人	
12月2日(月)	県庁	12人	4人	

## ＊相談会の内容

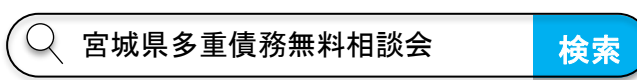

- 相談の内容と時間の目安は次のとおりです。

- ① 消費生活相談員による面談 (30分)
  - ② 弁護士又は司法書士による法律相談 (30分)
  - ③ 消費生活相談員による事後相談など (30分)
  - ④ (希望者のみ) 保健師による「心の健康相談」(30分)
- 1時間30分



©KANAGAWA2013

## ＊お申込方法 事前予約制

予約受付期間	令和6年10月28日(月)から11月15日(金)
■個人の方	<b>宮城県消費生活センター</b> ・ 予約受付電話 <b>022-211-3126</b> 予約受付時間 午前9時から午後5時 (土・日・祝日を除く) ・ <b>電子申請システム</b> (24時間受付)   <a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1728614203912">https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1728614203912</a>
■事業者の方	<b>東北財務局金融監督第三課</b> 予約受付電話 <b>022-266-5703</b> 予約受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時 (土・日・祝日を除く)

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受付けます。

**借金問題は解決できます！ぜひ、ご相談ください！**

ストップ！  
高齢者被害

楽しい話や安売り目当てに通ったら・・・高額な商品を買うはめに！

事例

知人に「新しくできたお店、安いし楽しいから行こう」と誘われ行ってみた。健康に関する話を聞いて楽しく、100円でプレゼントももらえるため毎日通った。ある時、血圧測定表を持ってくるように頼まれ、店の人に渡したところ、皆の前で「血小板が少ない。このままでは病気になる」と言われ、高額な健康食品を勧められた。高いと思ったが威圧的な物言いで断れず、約100万円分も購入してしまった。その後、病院で血液検査をしたが異常はなかった。返金してほしい。(80歳代)

ひとこと助言

・「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」などにひかれて会場等に通いつけているうちに、高額な商品を契約させられたという相談が寄せられています。

この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。

・通いつけて顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが第一です。「周りの人も、日頃から高齢者の様子に気を配りましょう。」

消費生活センターからのお知らせ

11月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	1	2
休	○	○	○	○	○	○
3	4	5	6	7	8	9
休	休	○	○	○	○	○
10	11	12	13	14	15	16
休	○	○	○	○	○	○
17	18	19	20	21	22	23
休	○	○	○	○	○	休
24	25	26	27	28	29	30
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの11月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン  
ひとりで悩まず 必ず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。  
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター  
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時  
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域  
事務所県民サービスセンター  
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域  
事務所県民サービスセンター  
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎0226-22-7000



電子申請による  
消費生活相談は  
こちらから

\*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



Twitter やってます。



◎宮城県・(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。